

土木設計業務等委託契約における 設計変更ガイドライン

設計変更手続きの明確化

平成29年3月

(令和4年12月一部改正)

福島県土木部

3. 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

◆ 下記のような場合においては、原則として契約書第25条及び第26条の変更ができない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施した場合
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で業務を実施した場合
3. 「承諾」により業務を実施した場合
4. 土木設計業務等委託契約書・共通仕様書〔業務委託編〕に定められている所定の手続を経していない場合（契約書第18条～第26条、土木設計業務等共通仕様書第1121条～第1124条）
5. 正式な書面によらない事項（口頭のみでの指示・協議等）の場合

承諾 : 受注者自らの都合による業務実施方法等について監督員へ書面により同意を得るもの
⇒ 設計変更不可

協議 : 発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの
⇒ 設計変更可能

※契約書第27条（臨機の措置）の場合は別途考慮する。

4. 設計変更が可能なケース

【基本事項】

◆ 下記のような場合においては、設計変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
3. 所定の手続(契約書第18条～第26条、共通仕様書第1121条～第1124条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

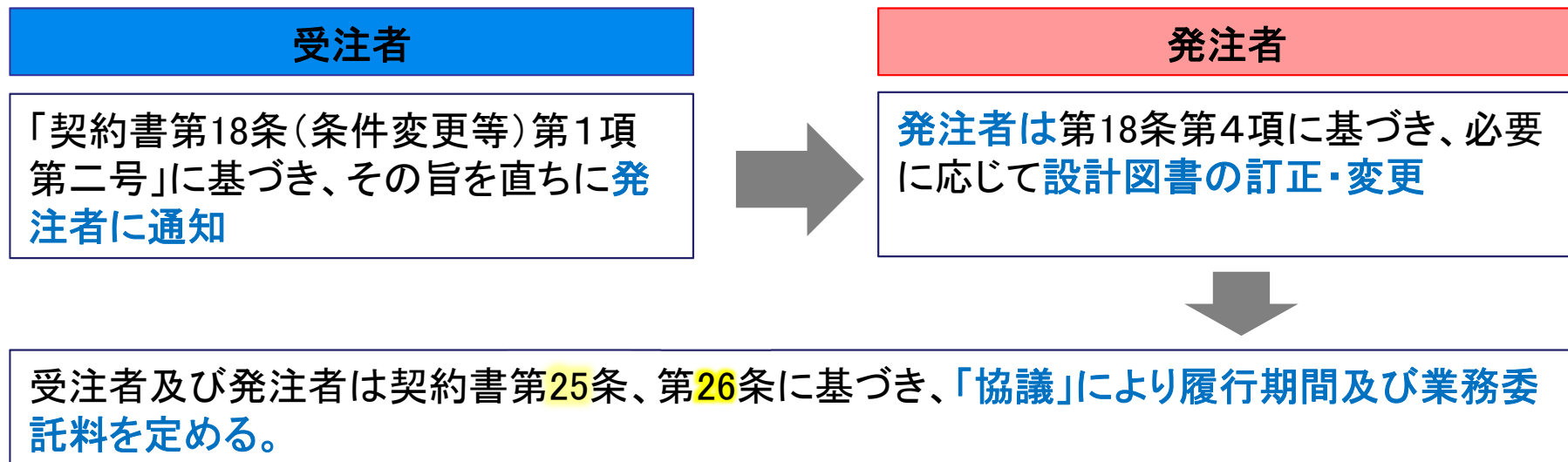
【留意事項】

◆ 設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

1. 受発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
2. 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は契約書第19条に基づき書面で行う。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続 (契約書第18条第1項第二号) <設計変更が可能ケース>

- 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。
受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



- Ex.(1) 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
(2) 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
(3) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続

(契約書第18条第1項第三号) <設計変更が可能ケース>

○設計図書の表示が明確でない場合とは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

受注者

「契約書第18条(条件変更等)第1項第三号」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに**発注者に通知**

発注者

発注者は第18条第4項に基づき、必要に応じて**設計図書の訂正・変更**

受注者及び発注者は契約書第**25**条、第**26**条に基づき、「**協議**」により**履行期間及び業務委託料を定める**。

- Ex. (1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。
(2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
(3) 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
(4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

等

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続(契約書第18条第1項第四号) <設計変更が可能ケース>

○自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

受注者

「契約書第18条(条件変更等)第1項第四号」に基づき、自然又は人為的な履行条件が実際と相違する旨を直ちに**発注者に通知**

発注者

発注者は第18条第4項に基づき、必要に応じて**設計図書の訂正・変更**

受注者及び発注者は契約書第**25**条、第**26**条に基づき、「**協議**」により**履行期間及び業務委託料を定める**。

- Ex. (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた。
(2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
(3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
(4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
(5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
(6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
(7) その他、新たな制約等が発生した場合

等

(4) 発注者が必要であると認め、設計図書の内容を変更する場合の手続(契約書第19条) <設計変更が可能ケース>

○業務の履行途中において、条件等を変更せざるを得ない事態が生じる場合がある。この場合においては、発注者自らの意思で設計図書を変更しなければならない。
ただし、原契約と関連の薄い業務の追加は行わず、別途発注によることを原則とする。

受注者

発注者

指示内容を確認し、内容に疑義がある場合は、速やかに確認する。

「契約書第19条(設計図書等の変更)」により、業務内容の追加・変更の内容を明確に指示書で通知し、設計変更の取扱いも適切に明示する。

受注者及び発注者は契約書第25条、第26条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

- Ex. (1) 設計図書に明示している以外の検討範囲や数量を変更することとなった。
(2) 契約後に判明した事象により、やむを得ず検討業務の変更を行う必要が生じた。
(3) 設計図書に明示していない成果品が必要になり、それに伴い検討業務も追加となった。

等

(5) 業務の中止の場合の手続

(契約書第20条、共通仕様書第1124条)

<設計変更が可能ケース>

○第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

受注者

発注者

土地への立入りができない、または天災等のため受注者が業務を行うことができない

「契約書第20条(業務の中止)第1項」により、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

発注者より、**一時中止の指示**
(契約上一時中止をかけることは発注者の義務)

履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。【契約書第25条】

※発注者が必要と判断した場合は、受注者は業務工程表を修正して提出

- Ex.(1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
(2) 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
(3) 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。

等

(6) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続 (契約書第23条、共通仕様書第1123条) <設計変更が可能ケース>

○受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。

受注者

「契約書第23条(受注者の請求による履行期間の延長)第1項」に基づき、

- ・履行期間の延長理由
- ・必要とする延長日数の算定根拠
- ・変更工程表を提出

等

発注者

発注者は第23条第2項に基づき、必要に応じて履行期間の変更

履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。【契約書第25条】

Ex.(1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。

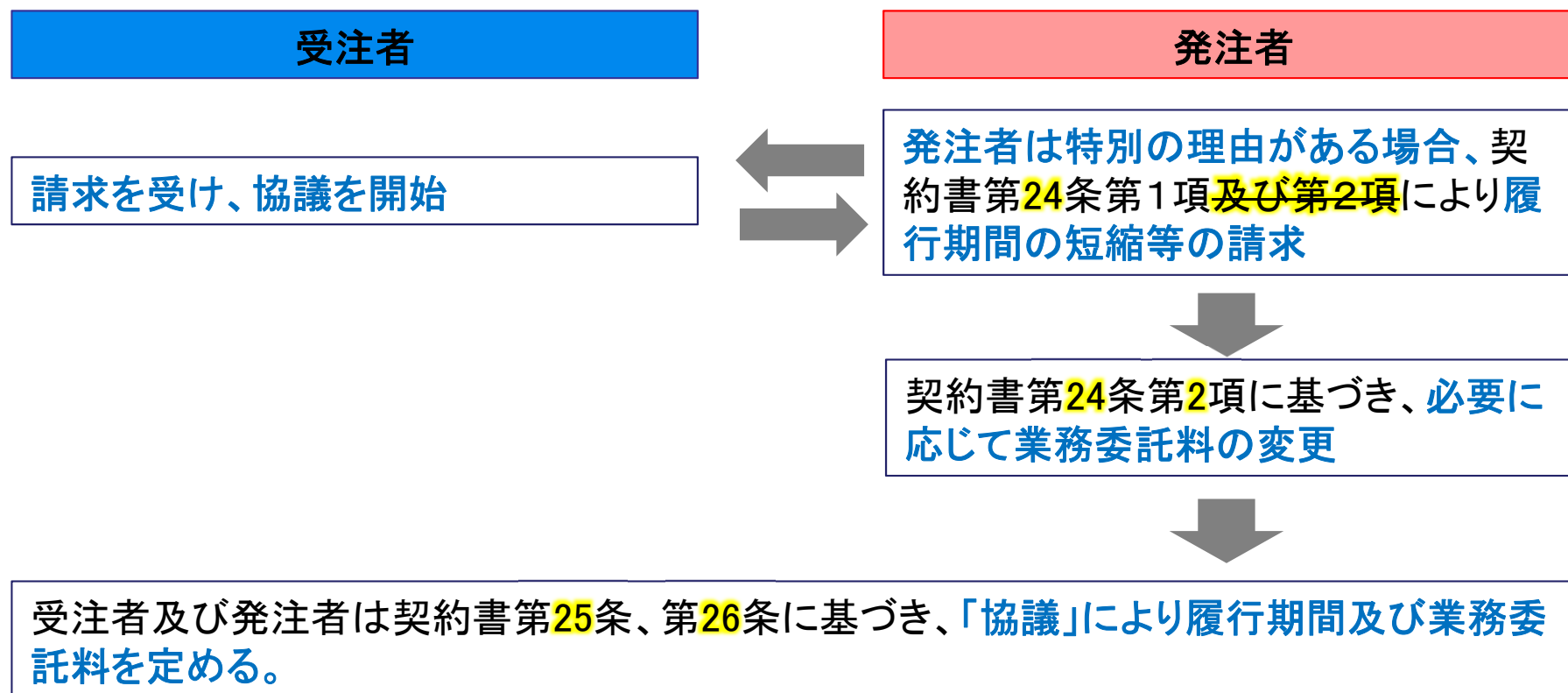
(2) 天災等により業務の履行に支障が生じた。

等

(7) 発注者の請求による履行期間の短縮等の場合の手続 (契約書第24条、共通仕様書第1123条) <設計変更が可能ケース>

○発注者が特別な理由により履行期間を短縮する必要がある場合(供用開始の前倒しの場合等)があげられる。

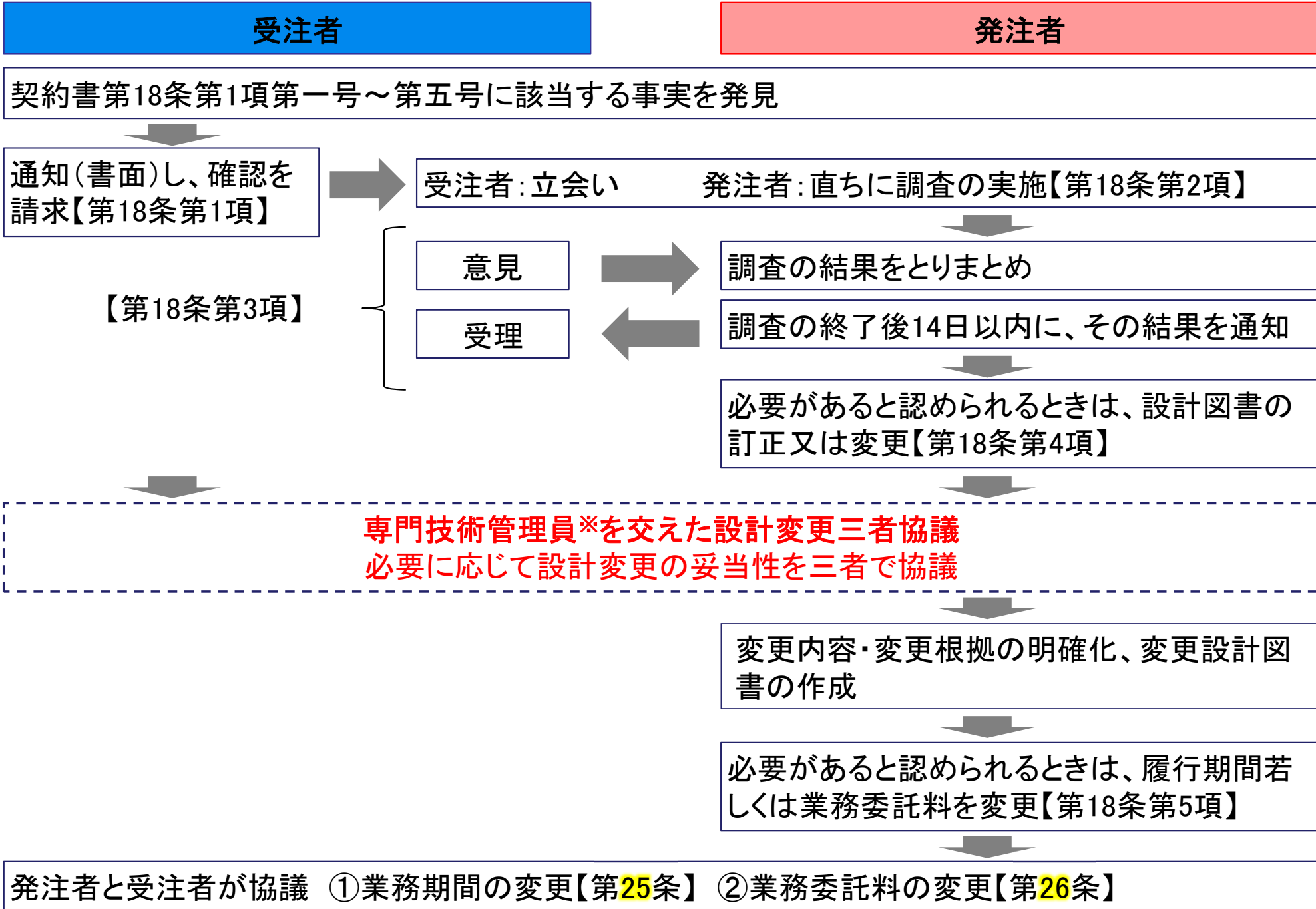
発注者は、必要に応じて業務委託料を変更しなければならない。



Ex.(1) 一部業務の取り止めや変更に伴い、必要最低限の履行期間に見直す必要が生じた。

(2) 供用開始の前倒しに伴い、早期に工事を発注する必要が生じ、当初履行期限よりも前倒しで成果品が必要となった場合。

5. 設計変更手続きフロー



※特設事務所では次長(業務担当)、土木事務所では管内建設事務所の専門技術管理員が対応する。

7. 受発注者間のコミュニケーション

コミュニケーションの必要性

高品質な成果品を作成するためには、受発注者でより良好な協働環境を構築することが不可欠であり、そのためには受発注者間のコミュニケーションが重要となります。また、コミュニケーションを取ることで、設計変更に係る協議の円滑化にも繋がります。

さらに、発注者へ成果品を納入した後、工事の受注者(施工者)に対して設計の思想等を共有することで工事目的物の品質を向上させることができます。

ここでは、業務履行中及び業務完了後において業務委託の受注者(設計者)が関わる事項を整理し、受発注者双方の共通認識を図ります。

【記載事項】

(1) ワンデーレスポンス、ウィークリースタンス及び履行報告

⇒ 受発注者間の情報共有、打合せ時間や資料作成の配慮及び課題の早期解決

(2) 設計変更三者協議

⇒ 円滑な設計変更

(3) 設計時施工技術検討会の設置

⇒ より現地に即した成果品の作成及び技術力の向上

(4) 三者協議会への協力

⇒ 設計思想等の伝達、円滑な工事着手及び工事の手戻り防止

7. 受発注者間のコミュニケーション

(1) ワンデーレスポンス、ウィークリースタンス及び履行報告

ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応をすることをいいます。なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をします(土木設計業務等共通仕様書第1111条)。

ウィークリースタンスにより、打合せ時間や資料作成に配慮し、計画的に業務を遂行します。(土木設計業務等共通仕様書第1111条)

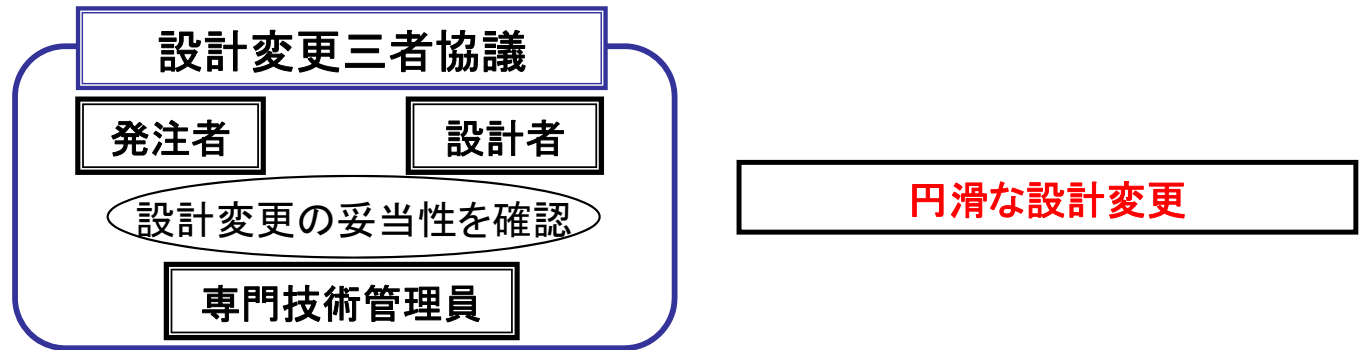
履行状況の報告や確認を定期的(毎月末)に行うことで、業務の進捗状況や懸案事項等の情報共有を図ります(土木設計業務等共通仕様書第1134条)。

⇒対応期限の明確化及び履行状況の把握により、受発注者双方がそれぞれの考えを共有して業務に反映させることが重要となります。



(2) 設計変更三者協議

設計変更三者協議とは、必要に応じて設計変更の妥当性を専門技術管理員※を交えた三者で協議するものです。受発注者それぞれの申し出により、適宜開催することが可能です。なお、設計変更の円滑化に向けて設計変更ガイドラインの活用を徹底します。



※特設事務所では次長(業務担当)、土木事務所では管内建設事務所の専門技術管理員が対応する。

8. 参考資料(契約書及び共通仕様書抜粋※改正があった場合は改正後のものを参照すること)

1. 土木設計業務等委託契約書(測量調査業務委託契約書についても同様)

◆第1条 総則	P.21
◆第2条 指示等及び協議の書面主義	P.21
◆第15条 履行報告	P.22
◆第17条 設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務	P.22
◆第18条 条件変更等	P.23
◆第19条 設計図書等の変更	P.24
◆第20条 業務の中止	P.24
◆第21条 業務に係る受注者の提案	P.25
◆第22条 適正な履行期間の設定	P.25
◆第23条 受注者の請求による履行期間の延長	P.25
◆第24条 発注者の請求による履行期間の短縮等	P.26
◆第25条 履行期間の変更方法	P.26
◆第26条 業務委託料の変更方法等	P.27
◆第27条 臨機の措置	P.27

2. 共通仕様書〔業務委託編Ⅱ〕

・土木設計業務等共通仕様書

◆第1103条 受発注者の責務	P.28
◆第1105条 設計図書の支給及び点検	P.28
◆第1111条 打合せ等	P.29~P.30
◆第1121条 条件変更等	P.31
◆第1122条 契約変更	P.31
◆第1123条 履行期間の変更	P.32
◆第1124条 一時中止	P.33
◆第1133条 臨機の措置	P.34
◆第1134条 履行報告	P.34

※測量業務及び地質調査業務共通仕様書については、対象とする条番号を記載する。

8. 土木設計業務等委託契約書（測量調査業務委託契約書も同様）

第21条 業務に係る受注者の提案

- 1 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

第22条 適正な履行期間の設定

- 1 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第23条 受注者の請求による履行期間の延長

- 1 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8. 土木設計業務等委託契約書(測量調査業務委託契約書も同様)

第24条 発注者の請求による履行期間の短縮等

- 1 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第25条 履行期間の変更方法

- 1 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第23条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

8. 土木設計業務等委託契約書（測量調査業務委託契約書も同様）

第26条 業務委託料の変更方法等

- 1 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第27条 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

8. 土木設計業務等共通仕様書

第1111条 打合せ等

※測量業務 第13条、地質調査業務 第112条

7. 受発注者は、ウィークリースタンスの推進に努める。ウィークリースタンスとは、受発注者協力のもと計画的に業務を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。

(取組内容)

(1) 打合せ時間の配慮

昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。

(2) 資料作成の配慮

① 休日明け日(月曜日等)を依頼の期限日としない。

② 休日前(金曜日等)に新たな依頼をしない。

③ 定時間際や定時後に依頼をしない。

④ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

(3) その他

① 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。

② 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。

③ 受発注者間で全体の業務工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。

(4) 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。